

五島市監査委員告示第2号

五島市住民監査請求における証拠の提出及び陳述に関する基準を次のように定める。

令和3年3月26日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 荒尾正登

五島市住民監査請求における証拠の提出及び陳述に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第7項及び第8項の規定による証拠の提出及び陳述に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 請求人 法第242条第1項の規定による請求人をいう。
- (2) 陳述 法第242条第7項及び第8項の規定による陳述をいう。
- (3) 陳述人 陳述をする者をいう。
- (4) 陳述日 陳述の聴取を行う期日をいう。
- (5) 陳述会場 陳述の聴取を行う場所をいう。
- (6) 関係職員等 法第242条第8項に規定する関係のある市長その他の執行機関又は職員をいう。
- (7) 立会人 法第242条第8項の規定により、監査委員が請求人又は関係職員等の陳述の聴取を行う場合に、それぞれ立ち合わせる関係職員等又は請求人をいう。
- (8) 傍聴人 陳述会場において、陳述人及び立会人以外の者で陳述の聴取を傍聴するものをいう。
- (9) 陳述書 陳述の内容を記載した書面であって、請求人全員が署名したものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この基準で使用する用語は、五島市住民監査請求

に基づく監査に関する規程（令和3年五島市監査委員訓令第 号。以下「規程」という。）で使用する用語の例による。

（証拠の提出）

第3条 請求人は、法第242条第7項の規定に基づき、監査委員に対して、新たな証拠を提出することができる。

2 提出する証拠は、請求の要旨に係る事実を証する書面に限らなければならない。

3 証拠の提出は、請求人の陳述日（請求人の陳述の聴取を行わない場合にあつては、規程第12条第1項又は第3項の規定により請求を受理した日の翌日から起算して3週間を経過する日）までに、持参又は郵便等により行わなければならない。ただし、監査委員がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

4 監査委員は、法第242条第7項の規定による証拠の提出の機会を与えるときは、書面により請求人（請求人が規程第3条第2項の規定により代理人を届け出た場合には、代理人とする。以下同じ。）に通知し、提出の有無について回答を求める。

（陳述の聴取の期日等）

第4条 陳述の聴取は、監査委員が定める日時に、監査委員が定める場所で行う。

2 請求人及び関係職員等の陳述日及び陳述会場は、監査委員が必要があると認める場合を除き、同一期日及び同一場所とする。

3 監査委員は、陳述の聴取を行うときは、陳述日及び陳述会場を書面により陳述又は立会いをすることができる請求人又は関係職員等に通知し、その出欠等について回答を求める。

（請求人の陳述）

第5条 監査委員は、規程第12条第1項又は第3項の規定により請求を受理したときは、法第242条第7項の規定に基づき、請求人に陳述の機会を与える。

2 請求人の陳述は、請求人が行うものとする。

3 監査委員は、請求人から陳述をしない旨の申出を受けた場合には、請求人の陳述の聴取を行わない。

4 監査委員は、共同請求の場合又は請求人が法人等である場合には、請求人が選出した者に陳述を行わせることができる。

- 5 共同請求の場合の代表者又は法人等の代表者若しくは管理人は、前項の規定により陳述人を選出したときは、陳述日の3日前までに当該選出した者を書面により監査委員に届け出なければならない。
- 6 監査委員は、前項の場合においては、陳述人の人数を制限することができる。
- 7 請求人の陳述は、請求の要旨を補足し、又は新たに提出された証拠について述べることを目的とするものであり、その範囲内で行わなければならない。
- 8 請求人は、陳述をするに当たっては、監査委員の指示に従うとともに、氏名を告げてから陳述をしなければならない。
- 9 請求人の陳述の時間は、おおむね30分（陳述人が複数の場合は、合計で1時間）以内とする。
- 10 監査委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、請求人の陳述を制限することができる。
 - (1) 陳述人が第7項又は第8項の規定に違反したとき。
 - (2) 陳述人が複数いる場合において、陳述内容が重複するとき。
 - (3) 陳述の時間が前項の時間を超えたとき。
- 11 前項第3号の規定により陳述を制限された請求人は、監査委員が必要があると認めるときは、監査委員が指定する日までに、陳述書を提出することができる。
- 12 監査委員は、必要があると認めるときは、請求人に対し、監査委員が指定する日までに陳述書を提出することを求めることができる。

（請求人の書面による陳述）

第6条 第4条第1項の規定にかかわらず、請求人は、陳述書により陳述をすることができる。この場合においては、請求人は、監査委員が指定する日までに書面で申し出なければならない。

- 2 前項の陳述書は、陳述日までに提出しなければならない。

（立会いの主旨）

第7条 法第242条第8項の立会いに関する規定は、監査委員が必要があると認めるときに関係職員等又は請求人に対して、陳述の聴取に立ち会うことを認めることができるとするものであって、関係職員等又は請求人に立会いを請求する権利を認めたものと解してはならない。

（請求人の陳述における関係職員等の立会い）

第8条 監査委員は、請求人の陳述の聴取を行うときは、法第242条第8項の規定に基づき、関係職員等を立ち合わせる。

2 前項の場合において、監査委員は、陳述日、陳述会場等を関係職員等に通知する。

3 第1項の規定にかかわらず、監査委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係職員等の立会いを制限することができる。

(1) 請求人から監査委員が指定する日までに、関係職員等の立会いを望まない旨の申出があったとき。

(2) 関係職員等の立会いが、請求人の陳述の聴取の円滑な運営の支障となるとき。

(3) その他監査委員が関係職員等を立ち合わせる事が適当でないとき。

4 請求人の陳述の聴取に立ち会う関係職員等は、監査委員の指示に従わなければならない。

5 関係職員等は、監査委員が指定する日までに、請求人の陳述の内容に対する主張を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出することができる。

（関係職員等の陳述）

第9条 監査委員は、第5条第1項の規定により請求人の陳述の聴取を行うときは、法第242条第8項の規定に基づき、関係職員等の陳述の聴取を行う。

2 関係職員等の陳述は、原則として次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める職にある者又は職員が行うものとする。ただし、これらの者の下位の職位にある者が、補足して陳述をすることを妨げない。

(1) 請求の対象が執行機関である場合 当該執行機関の直近下位の内部組織の長（執行機関に内部組織が設置されていないときは、当該執行機関の長が指名する職員）

(2) 請求の対象が職員である場合 当該職員

3 関係職員等の陳述は、請求書、事実証明書及び提出された証拠並びに請求人の陳述内容に対する意見を主張することを目的とするものであり、その範囲内で行わなければならない。

4 関係職員等は、陳述をするに当たっては、監査委員の指示に従うとともに、所

属、職及び氏名を告げてから陳述をしなければならない。

5 関係職員等の陳述の時間は、おおむね30分（陳述人が複数の場合は、合計で1時間）以内とする。

6 監査委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係職員等の陳述を制限することができる。

(1) 陳述人が第3項又は第4項の規定に違反したとき。

(2) 陳述人が複数いる場合において、陳述内容が重複するとき。

(3) 陳述の時間が前項の時間を超えたとき。

7 前項第3号の規定により陳述を制限された関係職員等は、監査委員が必要があると認めるときは、監査委員が指定する日までに、陳述書を提出することができる。

8 監査委員は、必要があると認めるときは、関係職員等に対し、監査委員が指定する日までに陳述書を提出することを求めることができる。

(関係職員等の陳述における請求人の立会い)

第10条 監査委員は、関係職員等の陳述の聴取を行うときは、法第242条第8項の規定に基づき、請求人に立会いの機会を与える。

2 前項の場合において、監査委員は、陳述日、陳述会場等を請求人に通知する。

3 第1項の規定にかかわらず、監査委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、請求人の立会いを制限することができる。

(1) 立会いを希望する者が多数で、全員の立会いが困難であるとき。

(2) 請求人の立会いを認めることにより、市の行政運営上支障が生じる等の事情があるとき。

(3) 請求人の立会いが、関係職員等の陳述の聴取の円滑な運営の支障となるとき。

(4) その他監査委員が請求人を立ち合わせることが適当でないと認めたとき。

4 関係職員等の陳述の聴取に立ち会う請求人は、監査委員の指示に従わなければならない。

5 関係職員等の陳述の聴取に立ち会う請求人は、関係職員等の陳述の内容に関し、意見を述べることはできない。

(陳述の聴取の中止)

第11条 監査委員は、陳述人が監査委員の指示に従わないなど、陳述の聴取の円滑な運営が困難であると認めるときは、陳述の聴取を中止することができる。

2 監査委員は、前項の場合において必要があると認めるときは、陳述をすることができなかつた請求人又は関係職員等に対し、監査委員が指定する日までに陳述書を提出することを求めることができる。

(陳述の公開)

第12条 陳述は、原則として公開とし、傍聴を認めるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部の傍聴を認めず、非公開とすることができる。

- (1) 第8条第3項又は第10条第3項の規定により立会いを制限するとき。
- (2) 公開することにより個人のプライバシー等を侵害するおそれがあるなど、陳述の内容等から傍聴を認めることが適切でないとき。
- (3) その他監査委員が陳述を公開で行うことに支障があると認めるとき。

2 傍聴人の人数は、監査委員がその都度決定する。

3 傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、陳述日に、監査委員事務局（以下「事務局」という。）の設置する傍聴人受付において、自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入することにより、傍聴申込手続をしなければならない。

4 監査委員は、前項に規定する傍聴申込手続を終えた傍聴希望者から先着順で傍聴人を決定する。ただし、監査委員が先着順によることが適当でないとき認めるときは、他の方法により傍聴人を決定することができる。

5 監査委員は、第1項の規定により傍聴を認めるときは、速やかに次に掲げる事項を市のホームページに掲載する。

- (1) 請求の対象
- (2) 陳述日及び陳述会場
- (3) 傍聴人の人数
- (4) 傍聴の要領
- (5) その他必要な事項

(陳述会場への入場制限)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、陳述会場への入場を禁止する。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物品を携帯している者
- (3) プラカード、のぼり、旗その他陳述会場に持ち込むことが不適当な物を携帯している者
- (4) 鉢巻き、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンその他これらに類するものを着用し、又は携帯している者
- (5) その他陳述の聴取の円滑な運営を妨げ、又は妨げるおそれがある者
(陳述会場における遵守事項)

第14条 陳述会場において、陳述人若しくは立会人又は傍聴人（以下「陳述人等」という。）は、静粛を旨とし、監査委員又は事務局の職員（以下「事務局職員」という。）の指示に従うとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 陳述人等を畏怖させ、又は威嚇するような行為をしないこと。
- (2) 陳述に対して拍手、野次その他の方法により、賛否を表明し、又は批評しないこと。
- (3) 監査委員、事務局職員及び陳述人等と質疑討論等をしないこと。
- (4) 私語、雑談、談笑、放歌その他騒がしい行為をしないこと。
- (5) 所定の場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (6) 携帯電話等の通信機器その他音の発生する機器は、電源を切り、又は音の発生しない状態とすること。
- (7) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となる行為をしないこと。
(陳述会場からの退場等)

第15条 監査委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、陳述人等に対して静粛を求め、又は必要な措置を指示するとともに、指示に従わない場合は陳述会場からの退場を命じ、又は陳述の聴取を中止することができる。

- (1) 陳述人等が前2条の規定に違反したとき。
- (2) 請求人又は関係職員等が陳述の傍聴を望まない相当の理由があると認められるとき。

2 前項の規定により陳述の聴取を中止した場合において監査委員が必要があると

認めるときは、陳述をすることができなかつた請求人又は関係職員等は、監査委員が指定する日までに、陳述書を提出することができる。

(陳述会場における撮影、録音等の禁止)

第16条 陳述人等は、陳述会場において、写真、ビデオ等の撮影、録画、録音及び中継をすることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、監査委員は、陳述の記録に正確を期するため、事務局職員に陳述の内容を録音させることができる。

(報道対応)

第17条 監査委員は、原則として報道機関に対し、陳述が開始される前の指定された時間内に限り、陳述会場において写真、ビデオ等の撮影をすることを認めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、陳述会場において陳述人又は立会人が撮影されることを望まない明確な意思表示をした場合その他監査委員が陳述の聴取を行ううえで支障があると認めるときは、監査委員は、撮影を制限し、又は撮影を認めない。

(陳述調書の作成)

第18条 事務局職員は、監査委員が陳述の聴取を行ったときは、陳述調書を作成する。

2 陳述調書には、次に掲げる事項を記載し、陳述の要旨を記録した録取書、弁明書及び傍聴人受付簿を添付しなければならない。

(1) 陳述の聴取を行った日時及び場所

(2) 陳述人の住所及び氏名(関係職員等の陳述の場合は、所属、職及び氏名)

(3) 立会いの有無並びに立会人の住所及び氏名(請求人の立会いの場合は、所属、職及び氏名)

(4) 傍聴人の人数

(5) 陳述の聴取を行った監査委員の氏名

3 陳述人が陳述書を提出したときは、録取書に代えて陳述書を陳述調書に添付することができる。

4 陳述調書は、代表監査委員の検認を受けなければならない。

(補則)

第19条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、監査委員の合議により定め

る。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。